

令和6年度 加須市雇用対策協定に基づく事業計画

加須市・埼玉労働局

目 次

I 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

II 若年者等への就労支援

III 高年齢者の活躍推進

IV 女性の活躍推進

V 生活困窮者への就労支援

VI 障がい者への就労支援

VII その他市及び労働局が必要と認めた事業

VIII 雇用施策に関する数値目標

令和6年度 加須市雇用対策協定に基づく事業計画

加須市長と埼玉労働局長の間で締結した加須市雇用対策協定の第2条に基づき、令和6年度の事業計画を次のとおり定める。

また、この計画を通じ、SDGsの目標8「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な完全雇用及びディーセントワーク（働きがいのある人間らしい雇用）の推進」にも寄与していく。

I 市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

加須市が取り組む施策

- ・市内企業を対象とした就職面接会等をハローワーク行田とともに実施し、市民の就労を支援する。
- ・市内在住、市内保育所等で働く保育士の子どもを保育所の入所利用調整の際に、優先的に入所できる基準を設けることで、職場復帰を検討している保育士を支援する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・「さいたま地元企業応援プラン」に基づき、地方公共団体及び地域の経済団体と連携して、ハローワーク行田管内の地元企業に対し、募集、採用、職場定着までの一貫した支援を実施する。
- ・「ハローワーク行田」において、人手不足が顕著な職種（医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野）について、関係機関と連携し人材確保に向けた支援を実施する。また、「人材確保・就職支援コーナー」（ハローワーク川口、熊谷、大宮及び川越に設置）と情報を共有し、求人者・求職者の両面からマッチング支援を実施する。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・福祉業界に特化した面接会を共同で開催する。
- ・市内企業の人手不足業界への人材確保に関し、それが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。
- ・必要に応じて面接会を開催する。

II 若年者等への就労支援

加須市が取り組む施策

- ・働くことに踏み出せない若年者等への支援と就労促進を図るため、関係機関と連携し

て義務教育を修了した15歳から49歳までの未就労の方やその家族を対象とした相談会等を実施する。

- ・関係機関と連携して就職活動の進め方や面接対策など、就職に必要となるスキルを身に着けるための、就職支援セミナーを実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・「ハローワーク行田」において、「埼玉新卒応援ハローワーク」、「埼玉わかものハローワーク」（ハローワーク大宮の付属施設）等との相互連携の下、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するほか、セミナーや就職面接会を開催し、新規学卒者をはじめとする若者の就職促進を図る。

- ・若年者の早期離職を防止するため、^{※1}ユースエール認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携し、職場定着支援を実施する。

※1 ユースエール認定制度：若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・加須市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」に誘導し、「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・加須市内の会場で開催する埼玉労働局主催の就職支援セミナーや、若年者向け就職面接会を連携して実施する。
- ・若年者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

III 高年齢者の活躍推進

加須市が取り組む施策

- ・関係機関と連携して意欲あるシニア世代の就労を促進するための就職支援セミナー等を実施する。
- ・60歳以上で就労する意欲と能力のある高齢者に対し、就労による生きがい、福祉の向上及び高齢者の地域社会への貢献を目的に、加須市シルバー人材センターを活用した就労支援を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・65歳以上の方の再就職支援に重点的に取り組むため、「ハローワーク行田」に設置する「生涯現役支援窓口」において、65歳以上の者が活躍できる求人の開拓等を推進

するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。

・70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の待遇改善を行う企業への相談・援助による支援を70歳雇用促進プランナー等との連携により行う。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・加須市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」に誘導し、「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。

・生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、高年齢者雇用の必要性や重要性の周知を行うとともに、それが実施するセミナーや支援制度などの内容を相互に周知する等により、雇用環境の整備や高年齢者の雇用促進等を事業主に働き掛ける。

IV 女性の活躍推進

加須市が取り組む施策

・結婚・出産・育児・介護等により仕事を辞めた女性が再び仕事を始めたい、働きたいという希望を叶えるため、女性対象の就職支援セミナーを実施する。

・女性が働きやすく、働き続けられる環境を整えるため、女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男女が共同して参画することができる職場づくりに取り組み、従業員がいきいきと働いている事業所である「男女共同参画推進事業所」を市内に広める。

・就業に有利な専門技能の取得のための講座を受講した場合に自立支援教育訓練給付金を支給し、母子家庭等の就労を支援する。

・所定のカリキュラムを修業し、就業に有利となる対象資格の取得が見込める場合に高等職業訓練促進給付金を支給し、母子家庭等の就労を支援する。

埼玉労働局が取り組む施策

・「ハローワーク行田」において、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、きめ細かな職業相談や仕事と子育ての両立に理解のある企業情報の提供を行う。また、キッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を整備している「マザーズハローワーク・マザーズコーナー」での職業相談、就職支援セミナーや職業訓練の受講あっせん等を行う。

・LINE公式アカウント「埼玉マザーズハローワーク・コーナー」を活用し、家庭と仕

事の両立を目指す求職者に就職支援セミナー、面接会等のイベント情報などを発信する。

- ・常時雇用する労働者数1,000人超企業を対象とした男性の育児休業取得状況の公表の義務化について、着実な履行を図るとともに、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。
- ・「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・加須市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」に誘導し、「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
- ・就職を希望する女性を対象とした託児付き就職支援セミナー等を共同で開催する。
- ・より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進めるため、女性への就労支援に関し、それが実施するセミナーや認定制度などの支援内容を相互に周知・PRする。

V 生活困窮者への就労支援

加須市が取り組む施策

- ・生活保護受給者や生活保護にまでは至らない生活困窮者への就労支援を行うため、「福祉部・生活福祉課」内に相談員を配置し、求人情報の情報提供や就労先の斡旋、履歴書書き方、面接の受け方のアドバイス、「加須市ふるさとハローワーク」への同行など、求職活動を支援する。
- ・経済的に困窮し、居住する住宅の家賃を支払うことが困難となり、居住する住宅を喪失した又は住居を喪失するおそれのある求職者が要件を満たした場合に、住居確保給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ・生活保護受給者等の就労後の定着を図るため、定期的に訪問や面談等を行い、就労定着支援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」において、生活保護受給者等の生活困窮者に対して、担当制者によるきめ細やかな職業相談を行う。
- ・生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する。

- ・生活保護受給者等の生活困窮者に対しても、職業訓練が必要な者が訓練受講により就職可能性が高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・加須市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」に誘導し、「ハローワーク行田」、「加須市ふるさとハローワーク」において、包括的な支援を実施する。
- ・生活困窮者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。
- ・稼働能力のある生活保護受給者に対し、「就労支援セミナー」を実施し、求職活動における基本的な知識や実践能力の熟成を図る。

VI 障がい者への就労支援

加須市が取り組む施策

- ・「北埼玉障がい者就労支援センター」において、障がい者一人ひとりの特性に応じ、就労準備支援、職場開拓・就職支援、職場定着支援、離職時支援、生活支援等を実施する。
- ・障がい者の就労支援事業所や相談支援事業所、ハローワーク行田、北埼玉地域の3市障害福祉担当課で構成する「北埼玉地域障がい者支援協議会就労部会」において、障がい者就労に関する情報共有を図るとともに、課題を整理し支援方法などについて連携を図る。
- ・一般企業等への就労に向けチャレンジする障がい者のために就労移行支援サービス利用による必要な知識や技術の習得を支援するとともに、すでに一般企業等に就労した障がい者のために就労定着支援サービス利用による企業訪問等による支援を行い、障がい者本人や企業をサポートする。
- ・障がいの特性や障がい者への理解を深めるため、市民をはじめ市内の事業所代表者などを対象に研修会などを開催し、障がい者が必要とする手助けや配慮を学んでもらい、障がい者が十分に能力を発揮できる環境を整えていく。

埼玉労働局が取り組む施策

- ・「ハローワーク行田」において、障がい者及び企業に対して職業相談から職場定着まで一貫した支援を実施する。
- ・精神障がいや発達障がい等の多様な障がい特性に対応するため、ハローワークに精神・発達障害者雇用サポーターを配置し、地域の就労支援機関に加え、医療機関や埼玉

県発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。

- ・雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。また、雇用率未達成企業を対象とした企業向けセミナー等を行い、障がい者雇用に対する理解を促進する。

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・加須市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク行田」に誘導し、「ハローワーク行田」において、包括的な支援を実施する。
- ・障がい者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知・PRする。

VII その他市及び労働局が必要と認めた事業

加須市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

- ・市内に大量の雇用調整事案が発生した場合、「加須市」、「埼玉労働局」及び「ハローワーク行田」が連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。
- ・加須市及び埼玉労働局が実施する働き方改革の推進、雇用創出など雇用対策に係る事業について、市民及び市事業主に対する周知・広報を積極的に行う。
- ・その他、加須市及び埼玉労働局が連携して重点的に取り組むことが必要と認める課題について、加須市及び埼玉労働局の施策を一体的に実施する。
- ・加須市産業振興プランの推進のため、加須市及びハローワーク行田が連携するとともに、ハローワーク行田は加須市産業振興プラン推進会議の委員となる。

VIII 雇用施策に関する数値目標

項目	目標
● 紹介就職率	・行田所 20.8%* ¹
● 生涯現役窓口での65歳以上の紹介就職件数	・行田所 93件* ¹
● 就職支援セミナー等の開催	・年1回開催
● 民間企業の障害者雇用率	・2.5%
● 就職面接会等の開催	・年3回開催
● 加須市ふるさとハローワークを活用した年間就職件数	・480件

* 1 行田所管内の数値。